

青森県で就職を希望する県外在住の方必見！

UIJターン就職促進 交通費補助



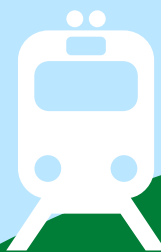
令和8年度

交通費

最大 **18,000円**

宿泊費

最大 **5,500円**



県が**半額**補助します！

県の交通費補助
ホームページ



▲詳細はこちら

補助対象者

県内企業等への就職を希望する県外在住の方

補助対象となる 就職活動 (補助対象経費)

令和8年度における、以下のいずれかの活動に要した交通費及び宿泊費

- ① 県内企業等が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加する場合
- ② 県内企業等が県内で実施する採用試験を受ける場合
- ③ 県内で実施されるインターンシップ等に参加する場合

※ 公務に関するインターンシップや試験の受験等をする場合は対象外です。

補助金額

交通費：補助対象経費の **1/2** に相当する額（上限**18,000円**）

宿泊費：補助対象経費の **1/2** に相当する額（上限**5,500円**）

※ 年度につき1人1回まで（同一企業を複数回訪問した場合に限り、まとめて1回として申請可）

お問い合わせ先

青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ

TEL：017-734-9174

メール：kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp

手続きの流れ

県の交通費補助
ホームページ



表面にも同じ
QRコードを
掲載しています。

1 県のホームページから申請書・請求書をダウンロード▶

2 必要事項を記入

※ 「(別紙) 合同企業説明会等実施(参加)証明書」の「企業等証明欄」は、訪問先企業の担当者様に記入していただく必要があります。
※ 訪問先企業の担当者様に事実確認の連絡をさせていただく場合があります。

3 申請書・領収書等をメールにより提出(郵便も可)

※ 領収書等がない場合は申請できませんのでご注意ください。
※ 迷惑メール対策をしている方は@pref.aomori.lg.jpを受信できる設定にしてください。

4 県から受領確認メールを返信

※ 郵送の場合は、個別に受理の御連絡はいたしません。補助金額の決定通知をもって回答となります。

5 県が申請内容を確認後、交付決定の旨と確定金額を通知

6 通知された金額に基づいて、**請求書を提出**(通知後10日以内)

7 県が申請書記載の振込先(申請者本人名義の口座)に補助金を振り込む

※ 目安: 当月15日までに受理
→翌月末日までに支給

申請・請求方法

●提出先

メール	アドレス: kotsuhijosei@pref.aomori.lg.jp 件名: 令和8年度 青森県UIJターン就職促進交通費補助金申請書(〇〇〇〇) ※ () 内は申請者氏名を入れてください。
郵送	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県若者定着還流促進課 UIJターン就職促進交通費補助事業担当宛

●提出物

① 交付申請書(第1号様式) ② 請求書(第2号様式)

※ 「(別紙) 採用試験・インターンシップ・合同企業説明会等実施(参加)証明書」、領収書等についてはPDFデータ又は画像で添付、それ以外はWordでの添付可。

●申請書提出期限

就職活動等の実施日から**1カ月以内**または**令和9年3月19日(金)**のいずれか早い日まで

留意点

● 申請の際、「青森暮らしサポートセンター(※)」への利用登録(就職サポート)に同意いただくことが必要です。

(※) 青森県へのUIJターンや移住を希望する学生・社会人の方を対象に、ワンストップで就職・移住相談に対応する相談窓口
【所在地】東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター・東京内

● 対象となる活動は、公共交通機関(原則としてタクシー、レンタカーを除く)を利用した場合に限るものとします。

● 県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる交通費を補助対象としますが、往路のみ、復路のみの申請も可能です。

● 補助対象となる活動について、企業及び他の地方公共団体等から支給を受けた場合は、交通費及び宿泊費から当該支給額を控除した金額を補助対象経費とします。

● 東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学等に在学し(原則4年以上)、当該大学を卒業・修了又は在学中(卒業見込み)の方が実際に青森県内に移住・就業(内定を含む)した場合に支給対象となる「地方就職学生支援事業」を活用できる場合には、本補助金の支給対象とはなりません。

詳しくは、移住予定の市町村(一部市町村を除く)にお問い合わせください。

青森暮らし
サポートセンター
ホームページ



▲詳細はこちら